

航空法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正背景

- 無人航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保する観点から、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の86第2項、第3項及び第5項第2号の規定により、無人航空機で危険物を輸送する場合や無人航空機から物件を投下する場合は、当該飛行を行う前に国土交通大臣の承認を受けなければならないとされている。上記の規定により、無人航空機を使用して農薬等の空中散布を行おうとするときは、飛行させる前に当該承認を受ける必要がある。
- 令和3年の規制改革要望等を受けて、無人航空機を使用した農薬等の空中散布に係る飛行の承認を不要とすることについて、有識者等によるワーキンググループにて検討してきた。今般、検討の結果、農薬等の空中散布に係る無人航空機の飛行については、一定の要件を満たした場合には、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人及び物件の安全を確保することができるものとして、無人航空機の飛行の方法に係る承認の対象から除くこととして問題ない旨が取りまとめられた。
- 上記の取りまとめの結果を踏まえて、一定の要件を満たして行う農薬等の空中散布に係る無人航空機の飛行について、法第132条の86第3項の個別の飛行の承認を受けずに飛行可能とするため、当該飛行を同条第5項第1号の「航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行」に含めることとする。
- 法第132条の86第5項第1号に該当する場合は、同条第2項から第4項までの規定は適用されないところ、同号の「国土交通省令で定める方法」は航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の82において定められている。
- 現行の規則第236条の82は、法第132条の86第5項第1号の「係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行」に係る要件を定めているところ、農薬等の空中散布に係る無人航空機の飛行を、法第132条の86第5項第1号の飛行に含めるためには、新たに飛行の方法を定める必要があることから、規則について、所要の改正を行う。

2. 改正概要

- 規則第236条の82について、以下の要件を満たす飛行の方法を、法第132条の86第2項から第4項までの規定を適用しない無人航空機の飛行の方法として新たに規定する。
 - ・ 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域で飛行させること。

- ・ 機能及び性能について、国土交通大臣が定める基準に適合する無人航空機を飛行させること。
- ・ 夜間飛行、目視外飛行又は人若しくは物件から30メートル未満の飛行（法第132条の86第2項第1号から第3号に掲げる方法によらない飛行）を行う場合は、総重量が25キログラム未満の無人航空機を飛行させること。 ※人口集中地区上空における飛行（法第132条の85第1項第2号の上空における飛行）についても法第132条85第3項において同様に総重量25キログラム未満の無人航空機を飛行させることを適用
- ・ 無人航空機を飛行させる者が、当該無人航空機を安全に飛行させるために必要な知識及び能力を有していること。
- ・ 無人航空機を飛行させる者その他の関係者が所有又は管理する土地であって、農地又は森林（これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農林業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む。）の区域内において、地表若しくは水面又は農作物（樹木及び農林産物を含む。）の上端から4 m以下の高さの空域において飛行させること。
- ・ 夜間飛行又は目視外飛行（法第132条の86第2項第1号又は第2号に掲げる方法によらない飛行）を行う場合は、自動操縦により飛行させること。
- ・ 危険物輸送を行う飛行（法第132条の86第2項第5号に掲げる方法によらない飛行）を行う場合は、農薬その他の国土交通大臣が定める物件を輸送するものであること。
- ・ 無人航空機の飛行の範囲を制限する機能及び故障その他の不具合が生じた場合に飛行の安全を確保する機能（これらに類すると国土交通大臣が定める機能を含む。）を使用して飛行させること。
- ・ 無人航空機の飛行経路下に第三者の物件が存しないこと。
- ・ 立入管理措置（補助者の配置を含む。）及び必要な安全確保措置を講じること。
- ・ その他、飛行の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が定める方法により飛行させること。

○ その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和7年10月中

〈参考：関係条文〉

○航空法（昭和27年法律第231号）（抄）

（飛行の方法）

第百三十二条の八十六 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

- 一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。
 - 二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。
 - 三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。
 - 四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。
- 2 無人航空機を飛行させる者は、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）を除き、次に掲げる方法により、これを飛行させなければならない。
- 一 日出から日没までの間において飛行させること。
 - 二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
 - 三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。
 - 四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
 - 五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。
 - 六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。
- 3 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる方法のいずれか（立入管理措置を講じた上で無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる場合にあっては、同項第四号から第六号までに掲げる方法のいずれか）によらずに無人航空機を飛行させる者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その運航の管理が適切に行われることについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させなければならない。
- 4 第二項に規定する場合において、立入管理措置を講じた上で同項第一号から第三号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならない。
- 5 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 一 係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行を行う場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第二項各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

○航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）

（法第百三十二条の八十五第一項から第三項までの規定を適用しない無人航空機の飛行）

第二百三十六条の七十六 法第百三十二条の八十五第四項第一号の国土交通省令で定める飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。

- 一 同条第一項第二号に掲げる空域において行うものであること
- 二 十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行うものであること
- 三 前号の範囲内に地上又は水上の物件が存しない場合に行うものであること
- 四 補助者の配置その他の第二号の範囲内において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて行うものであること

（法第百三十二条の八十六第二項から第四項までの規定を適用しない無人航空機の飛行）

第二百三十六条の八十二 法第百三十二条の八十六第五項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる方法による飛行であつて、第二百三十六条の七十六第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。